

令和8年度 第1回富山市民営化対象保育所等及び引受法人選考委員会 議事録

1 開会（午後2時から）

2 こども家庭部長あいさつ

3 委員紹介

富山市民営化対象保育所等及び引受法人選考委員会に関する規定について説明
定足数（委員の過半数、5人）の確認。8名出席

4 議事

（1）委員長の選出（宮田委員を委員長に選出）

（2）諮問（関谷部長から宮田委員長に諮問書を渡す）

（3）委員長職務代理者の指名（宮田委員長より若山委員を指名）

（4）協議事項「民営化対象保育所等の選定基準の見直しについて」

【事務局から説明】

- ・規模的要件から「入所児童数（定員充足状況）」の基準を削除
- ・地域的要件中の「就学前児童数の増加」部分を削除
- ・選定基準に適合しない場合であっても、再編が決定した保育所等や、法人からの引受意向がある保育所等も対象とできるように「特例措置」を新設
- ・具体的な選定基準については民営化対象保育所等選定基準（案）のとおり

【意見・質疑応答】

委員 民営化対象保育所等選定基準（素案）の特例措置について「地域における保育サービスの持続的な提供に資すると認められる保育所等は民営化の対象にする」とのことだが、「法人による安定的な運営が困難な市立保育所は残す」という方針との関係性はどのようになっているのか。

事務局 児童数が減少している地域において市立と私立の保育所が並存している場合を想定しており、例えば、市立保育所をそのまま民営化するか、あるいは私立保育所へ統合するか具体的な手法は個別の判断になるが、民間事業者において将来にわたり持続可能な保育を提供していただくという意味で記載している。

委員 特例措置の文言について、「保育サービスの持続的な提供」というよりは、「地域における保育サービスの質の向上に資すると認められる保育所等は対象とする」という方がより分かりやすく前向きだと思うがどうか。

事務局 保育の質の向上が民営化における最も重要なことだと考えている。ご指摘を踏まえ、文言の調整を検討する。

委 員	選定基準は妥当であるが、保育所の再編に伴う民営化については保護者や地域の声も吸い上げて欲しいと思う。
委 員	策定からおよそ20年が経過した選定基準を時代に合わせて見直すことは妥当である。ただし、新しい選定基準に基づき民営化を進めるにあたっては、利用者への適切な保育サービスの提供が図られるようしっかりと選考をしていくべきだと思う。
委 員	定員90人以上にこだわらない法人もいるようだが、今回の選定基準の見直しについて「定員90人以上」の基準をそのまま残すのはなぜか。
事務局	既存の施設をそのまま民営化する従来の手法においては「定員90人以上」の基準は必要と考えているため。
委員長	従来 of 民営化手法における規模的要件の定員90人以上は維持する一方で、再編に伴う民営化や法人の引受意向があれば対象になるということである。
委 員	現行の基準では呉羽保育所だけが選定基準の要件を満たすとあるが、素案に従って基準を改正した場合、要件を満たす保育所は増えることになるか。
事務局	今回の素案が適用された場合は、規模的要件の「入所児童数（定員充足状況）」そのものが削除になるため、これまで定員充足状況において不適合となっていた保育所も、規模的要件を満たすことになる。
委 員	民営化対象保育所等選定基準（素案）の規模的要件の文言にある特別保育と項目（4）特別保育については具体的に何を示しているのか。
事務局	ここで言う「特別保育」は一時保育や延長保育、休日保育などの多様な保育サービスを示している。
委 員	「特別保育」という言葉は最近聞かない言葉だと思うがどうか。
委員長	「特別保育」という言葉は保育現場や国の指針などではあまり聞かなくなっているように感じる。最近は「多様なニーズへの対応」という言葉を使用するかと思う。
事務局	ご指摘を踏まえ、文言の調整を検討する。

【委員長による採決】

- ・民営化対象保育所等選定基準の見直しについて概ね素案を妥当とする。
- ・今回の内容を踏まえ、委員長に答申書の作成を一任する。

5 閉会（15時30分）